



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
3月19日
号外(2)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 条 例

※滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(医療福祉推進課)	8
※滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(障害福祉課)	50

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(条例第3号)

1 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第14号)の一部改正

- (1) 医療、福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととしました。(第1条による改正後の別表関係)
- (2) ハラスメントを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならないこととしました。(第1条による改正後の別表関係)
- (3) 運営規程等の重要事項を記載した書面を備え付け、かつ、いつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができることとしました。(第1条による改正後の別表関係)
- (4) 虐待の発生または再発を防止するための必要な措置を講じなければならないこととしました。(第1条による改正後の別表関係)
- (5) 感染症および食中毒の予防およびまん延を防止するための必要な措置を講じなければならないこととしました。(第1条による改正後の別表関係)
- (6) 避難および消火に関する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第1条による改正後の別表関係)
- (7) 感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するとともに、必要な措置を講じなければならないこととしました。(第1条による改正後の別表関係)
- (8) 事故の発生またはその再発を防止するための担当者を置かななければならないこととしました。(第1条による改正後の別表関係)

2 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第15号)の一部改正

- (1) サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことができることとしました。(第2条による改正後の別表関係)
- (2) (1)に掲げるもののほか、1(3)を除く。)と同様の基準を定めることとしました。(第2条による改正後の別表関係)

3 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第16号)の一部改正

- (1) 特別養護老人ホームおよびユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合、地域密着型特別養護老人ホームおよびユニット型特別養護老人ホームを併設する場合または地域密着型特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合において、入所者の処遇に支障がないときは、介護職員および看護職員は兼務することができる

ることとしました。(第3条による改正後の別表第1から別表第4まで関係)

- (2) ユニット型特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおいて、ユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこととしました。(第3条による改正後の別表第2および別表第4関係)
 - (3) ユニット型特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおいて、ユニット型個室的多床室については、新たに設置することを禁止することとしました。(第3条による改正後の別表第2および別表第4関係)
 - (4) 地域密着型特別養護老人ホームにおいて、サテライト型特別養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とすることとしました。(第3条による改正後の別表第3関係)
 - (5) 運営推進会議について、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとしました。(第3条による改正後の別表第3関係)
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、1(3を除く。)と同様の基準を定めることとしました。(第3条による改正後の別表第1から別表第4まで関係)
- 4 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第17号)の一部改正
- (1) 事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならないこととしました。(第4条による改正後の別表第1から別表第4まで、別表第6、別表第7、別表第11および別表第12関係)
 - (2) 医療、福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととしました。(第4条による改正後の別表第2、別表第6から別表第10まで関係)
 - (3) リハビリテーション会議について、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとしました。(第4条による改正後の別表第4および別表第7関係)
 - (4) 薬剤師から居宅介護支援事業者または居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要の情報提供または助言を行わなければならないこととしました。(第4条による改正後の別表第5関係)
 - (5) 通所介護事業事業者は、その提供した通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めることとしました。(第4条による改正後の別表第6関係)
 - (6) 避難および消火に関する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第4条による改正後の別表第6から別表第10まで関係)
 - (7) 指定短期入所生活介護事業所において、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院等との密接な連携により看護職員を確保しなければならないこととしました。(第4条による改正後の別表第8関係)
 - (8) ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、ユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこととしました。(第4条による改正後の別表第8関係)
 - (9) ユニット指定短期入所生活介護事業所において、ユニット型個室的多床室については、新たに設置することを禁止することとしました。(第4条による改正後の別表第8関係)
 - (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、1(1)、(6)および(8)を除く。)と同様の基準を定めることとしました。(第4条による改正後の別表第1から別表第12まで関係)
- 5 滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第18号)の一部改正
- (1) 原則として管理栄養士を置かななければならないこととしました。(第5条による改正後の別表第1および別表第2関係)
 - (2) 介護老人保健施設およびユニット型介護老人保健施設を併設する場合において、入所者の処遇に支障がないときは、介護職員は兼務することができることとしました。(第5条による改正後の別表第1および別表第2関係)
 - (3) サービス担当者会議について、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとしました。(第5条による改正後の別表第1および別表第2関係)
 - (4) 入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないこととしました。(第5条による改正後の別表第1および別表第2関係)

- (5) 入所者の状態に応じた^{くう}口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととしました。(第5条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- (6) ユニット型介護老人保健施設において、ユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこととしました。(第5条による改正後の別表第2関係)
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、1と同様の基準を定めることとしました。(第5条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- 6 滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(平成30年滋賀県条例第1号)の一部改正
- (1) 有床診療所の病床の転換を令和6年3月31日までに^{くう}行い介護医療院を開設する場合は、当該介護医療院の浴室については、新築、増築または全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般の浴槽以外の浴槽の設置を求めないこととしました。(第6条による改正後の付則関係)
- (2) 原則として管理栄養士を置かななければならないこととしました。(第6条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- (3) 介護医療院にユニット型介護医療院を併設する場合において、入所者の処遇に支障がないときは、介護職員は兼務することができることとしました。(第6条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- (4) サービス担当者会議について、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとしました。(第6条による改正後の別表第1関係)
- (5) 入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないこととしました。(第6条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- (6) 入所者の状態に応じた^{くう}口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととしました。(第6条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- (7) ユニット型介護医療院において、ユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこととしました。(第6条による改正後の別表第2関係)
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、1と同様の基準を定めることとしました。(第6条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- 7 滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第19号)の一部改正
- (1) 原則として管理栄養士を置かななければならないこととしました。(第7条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- (2) 指定介護老人福祉施設およびユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合または指定介護老人福祉施設およびユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。)を併設する場合において、入所者の処遇に支障がないときは、介護職員および看護職員は兼務することができることとしました。(第7条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- (3) サービス担当者会議について、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとしました。(第7条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- (4) 入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないこととしました。(第7条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- (5) 入所者の状態に応じた^{くう}口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととしました。(第7条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- (6) ユニット型指定介護老人福祉施設において、ユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこととしました。(第7条による改正後の別表第2関係)
- (7) ユニット型指定介護老人福祉施設において、ユニット型個室的多床室については、新たに設置することを禁止することとしました。(第7条による改正後の別表第2関係)
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、1と同様の基準を定めることとしました。(第6条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- 8 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第20号)の一部改正

- (1) 事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならないこととしました。(第8条による改正後の別表第2から別表第5まで、別表第7および別表第10から別表第12まで関係)
 - (2) 医療、福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととしました。(第8条による改正後の別表第2および別表第7から別表第10まで関係)
 - (3) 薬剤師から介護予防支援事業者または介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供または助言を行わなければならないこととしました。(第8条による改正後の別表第5関係)
 - (4) 指定介護予防短期入所生活介護事業所において、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院等との密接な連携により看護職員を確保しなければならないこととしました。(第8条による改正後の別表第8関係)
 - (5) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において、ユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこととしました。(第8条による改正後の別表第8関係)
 - (6) 避難および消火に関する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第8条による改正後の別表第7から別表第10まで関係)
 - (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、1 (1)、(6)および(8)を除く。)と同様の基準を定めることとしました。(第8条による改正後の別表第2から別表第5までおよび別表第7から別表第12まで関係)
- 9 滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第21号)の一部改正
- (1) 原則として管理栄養士を置かななければならないこととしました。(第9条による改正後の別表第1および別表第2関係)
 - (2) 指定介護療養型医療施設およびユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合において、入所者の処遇に支障がないときは、介護職員は兼務することができることとしました。(第9条による改正後の別表第1および別表第2関係)
 - (3) サービス担当者会議について、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとしました。(第9条による改正後の別表第1および別表第2関係)
 - (4) 入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないこととしました。(第9条による改正後の別表第1および別表第2関係)
 - (5) 入院患者の状態に応じた口腔衛生^{くわう}の管理を計画的に行わなければならないこととしました。(第9条による改正後の別表第1および別表第2関係)
 - (6) ユニット型指定介護療養型医療施設において、ユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこととしました。(第9条による改正後の別表第2関係)
 - (7) ユニット型指定介護療養型医療施設において、ユニット型個室の多床室については、新たに設置することを禁止することとしました。(第9条による改正後の別表第2関係)
 - (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、1と同様の基準を定めることとしました。(第9条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- 10 その他
- (1) この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。
 - (2) この条例の施行に際し必要な経過措置について規定することとしました。
 - (3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。
- 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(条例第4号)
- 1 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第6号)の一部改正
- (1) 指定児童発達支援事業所、基準該当指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所および基準該当指定放課後等デイサービス事業所(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)に置くべき従業者から障害福祉サービス経験者を外すこととしました。(第1条による改正後の別表第1および別表第3関係)
 - (2) 指定児童発達支援事業所等において、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケアを行う場合は、原則として看護職員を置かななければならないこととしました。(第1条による改正後の別表第1および別表第3関係)

- (3) 指定児童発達支援事業所等に置く児童指導員または保育士の総数に、機能訓練担当職員または看護職員(以下「機能訓練担当職員等」という。)を含める場合には、当該機能訓練担当職員等の数は、児童指導員または保育士の合計数を超えてはならないこととしました。(第1条による改正後の別表第1および別表第3関係)
 - (4) ハラスメントを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならないこととしました。(第1条による改正後の別表第1から別表第5まで関係)
 - (5) 児童発達支援計画等の作成に係る会議について、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとしました。(第1条による改正後の別表第1から別表第5まで関係)
 - (6) 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の適正化を図るための必要な措置を講じなければならないこととしました。(第1条による改正後の別表第1から別表第5まで関係)
 - (7) 運営規程等の重要事項を記載した書面を備え付け、かつ、いつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができることとしました。(第1条による改正後の別表第1から別表第5まで関係)
 - (8) 虐待の発生または再発を防止するための必要な措置を講じなければならないこととしました。(第1条による改正後の別表第1から別表第5まで関係)
 - (9) 感染症および食中毒の予防およびまん延を防止するための必要な措置を講じなければならないこととしました。(第1条による改正後の別表第1から別表第5まで関係)
 - (10) 避難および消火に関する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第1条による改正後の別表第1から別表第3まで関係)
 - (11) 感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するとともに、必要な措置を講じなければならないこととしました。(第1条による改正後の別表第1から別表第5まで関係)
- 2 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第7号)の一部改正
- (1) 知的障害のある児童または盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設における児童指導員および保育士の総数を、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上に改めることとしました。(第2条による改正後の別表第1関係)
 - (2) 心理指導担当職員の資格の要件を追加することとしました。(第2条による改正後の別表第1関係)
 - (3) 入所支援計画の作成等に係る会議について、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとしました。(第2条による改正後の別表第1および別表第2関係)
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、1(4)および(6)から(11)までと同様の基準を定めることとしました。(第2条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- 3 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第64号)の一部改正
- (1) 障害児入所施設等において、非常災害の発生の際に必要な設備を設け、非常災害に関する具体的な計画を作成するとともに、関係機関への通報および連絡体制の整備等を行わなければならないこととしました。(第3条による改正後の別表第1関係)
 - (2) 知的障害のある児童または盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設における児童指導員および保育士の総数を、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上に改めることとしました。(第3条による改正後の別表第8関係)
 - (3) 福祉型児童発達支援センター(主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。(4)において同じ。))において、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケアを行う場合は、原則として看護職員を置くこととしました。(第3条による改正後の別表第10関係)
 - (4) 福祉型児童発達支援センターに置く児童指導員または保育士の総数に、機能訓練担当職員等を含める場合には、当該機能訓練担当職員等の数は、児童指導員または保育士の合計数を超えてはならないこととしました。(第3条による改正後の別表第10関係)
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、1(9)および(11)と同様の基準を定めることとしました。(第3条による改正後の別表第1関係)
- 4 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第8号)の一部改正
- (1) 指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、個人単位で居宅介護等の利用を希望する場合の特例の期間を令和6年3月31日までに延長することとしました。(第4条による改正後

の付則関係)

- (2) 身体的拘束等の適正化を図るための必要な措置を講じなければならないこととしました。(第4条による改正後の別表第1から別表第5まで、別表第7から別表第11まで、別表第14および別表第16関係)
 - (3) 指定居宅介護事業者は、感染症の予防およびまん延を防止するための必要な措置を講じなければならないこととしました。(第4条による改正後の別表第1、別表第5、別表第12および別表第13関係)
 - (4) 指定療養介護事業者は、療養介護計画の作成等に係る会議について、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとしました。(第4条による改正後の別表第2、別表第3、別表第7から別表第11まで、別表第13、別表第14および別表第16関係)
 - (5) 感染症および食中毒の予防およびまん延を防止するための必要な措置を講じなければならないこととしました。(第4条による改正後の別表第2から別表第4まで、別表第7から別表第11まで、別表第14および別表第16関係)
 - (6) 避難および消火に関する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第4条による改正後の別表第2から別表第4まで、別表第7から別表第11まで、別表第14および別表第16関係)
 - (7) 指定生活介護事業者は、通常の事業所に新たに雇用された障害者が指定就労定着支援の利用を希望する場合は、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行うよう努めなければならないこととしました。(第4条による改正後の別表第3関係)
 - (8) 指定就労支援移行事業所に置くべき従業者のうち、就労支援員は常勤以外の者でも認められることとしました。(第4条による改正後の別表第9関係)
 - (9) 指定就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないこととしました。(第4条による改正後の別表第9から別表第11まで関係)
 - (10) 指定就労継続支援A型事業者は、運営状況に関し厚生労働大臣が定める事項について、自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないこととしました。(第4条による改正後の別表第10関係)
 - (11) 指定就労定着支援事業者は、利用者への支援の提供の方法について、テレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法を追加することとしました。(第4条による改正後の別表第12関係)
 - (12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、1(4)、(7)、(8)および(11)と同様の基準を定めることとしました。(第4条による改正後の別表第1から別表第14までおよび別表第16関係)
- 5 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第9号)の一部改正
- (1) 指定障害者支援施設において就労移行支援を提供する場合に置くべき従業者のうち、就労支援員は常勤以外の者でも認められることとしました。(第5条の改正後の別表関係)
 - (2) 施設障害福祉サービス計画の作成等に係る会議について、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとしました。(第5条による改正後の別表関係)
 - (3) 就労移行支援または就労継続支援B型の提供において、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないこととしました。(第5条による改正後の別表関係)
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、1(4)および(6)から(11)までと同様の基準を定めることとしました。(第5条による改正後の別表関係)
- 6 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第10号)の一部改正
- (1) 療養介護事業者は、療養介護計画の作成等に係る会議について、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとしました。(第6条による改正後の別表第1から別表第7まで関係)
 - (2) 生活介護事業者等は、通常の事業所に新たに雇用された障害者が指定就労定着支援の利用を希望する場合は、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行うよう努めなければならないこととしました。(第6条による改正後の別表第2から別表第4まで関係)
 - (3) 就労移行支援事業者等は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないこととしました。(第6条による改正後の別表第5から別表第7まで関係)
 - (4) 就労継続支援A型事業者は、運営状況に関し厚生労働大臣が定める事項について、自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないこととしました。(第6条による改正後の別表第6関係)
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、1(4)、(6)および(8)から(11)までと同様の基準を定めることとしました。(第

6条による改正後の別表第1から別表第7まで関係)

7 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第11号)の一部改正

- (1) 地域活動支援センターの設置者は、サービスを適切に提供することができるよう職員の勤務体制を定めるとともに、その職員に対し、研修の機会を確保しなければならないこととしました。(第7条による改正後の別表関係)
- (2) 地域活動支援センターのサービスの提供に当たり、当該地域活動支援センターの職員によりサービスを提供しなければならないこととしました。(第7条による改正後の別表関係)
- (3) (1)および(2)に掲げるもののほか、1(4)および(8)から(11)までと同様の基準を定めることとしました。(第7条による改正後の別表関係)

8 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第12号)の一部改正

- (1) 福祉ホームの設置者は、サービスを適切に提供することができるよう職員の勤務体制を定めるとともに、その職員に対し、研修の機会を確保しなければならないこととしました。(第8条による改正後の別表関係)
- (2) 福祉ホームのサービスの提供に当たり、当該福祉ホームの職員によりサービスを提供しなければならないこととしました。(第8条による改正後の別表関係)
- (3) 感染症の予防およびまん延を防止するための必要な措置を講じなければならないこととしました。(第8条による改正後の別表関係)
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、1(4)、(8)、(10)および(11)と同様の基準を定めることとしました。(第8条による改正後の別表関係)

9 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第13号)の一部改正

- (1) 障害者支援施設において就労移行支援を提供する場合に置くべき従業者のうち、就労支援員は常勤以外の者でも認められることとしました。(第9条の改正後の別表関係)
- (2) 施設障害福祉サービス計画の作成等に係る会議について、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとしました。(第9条による改正後の別表関係)
- (3) 就労移行支援または就労継続支援B型の提供において、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないこととしました。(第9条による改正後の別表関係)
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、1(4)、(6)および(8)から(11)までと同様の基準を定めることとしました。(第9条による改正後の別表関係)

10 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年滋賀県条例第24号)の一部改正

一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例の期間を令和4年3月31日まで延長することとしました。(第10条による改正後の付則関係)

11 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年滋賀県条例第3号)の一部改正

一定の指定障害者支援施設等を福祉型障害児入所施設とみなす特例の期間を令和4年3月31日まで延長することとしました。(第11条による改正後の付則関係)

12 その他

- (1) この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
- (3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

条	例
<p>滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>令和3年3月19日</p> <p style="text-align: right;">滋賀県知事 三日月 大造</p> <p>滋賀県条例第3号</p> <p style="text-align: center;">滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: center;">(滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部改正)</p> <p>第1条 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第14号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第3項第18号イ中「第15項第3号」を「第16項第3号」に改め、同号ウ中「第16項第2号」を「第17項第2号」に改め、同項第21号に後段として次のように加える。</p> <p style="padding-left: 2em;">この場合においては、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症(同法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>別表第3項に次の1号を加える。</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</p> <p>別表第6項第6号アに後段として次のように加える。</p> <p style="padding-left: 2em;">この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。</p> <p>別表第9項第2号中キをクとし、カの次に次のように加える。</p> <p style="padding-left: 2em;">キ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>別表第9項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) 設置者は、前号に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同号の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>別表第10項第2号中「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同項に次の1号を加える。</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 設置者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p style="padding-left: 4em;">ア 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。</p>	

イ 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第11項第2号アに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第11項第2号ウ中「対する研修」を「対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練」に改め、同号エ中「および」を「または」に改め、同表第12項第5号を次のように改める。

(5) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表中第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、同表第15項第1号ウに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第15項第1号に次のように加える。

オ アからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、同表第13項第2号エ中「第15項第3号」を「第16項第3号」に改め、同号オ中「第16項第2号」を「第17項第2号」に改め、同項を同表第14項とし、同表第12項の次に次の1項を加える。

13 業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 施設長は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表に次の1項を加える。

19 雑則

(1) 設置者およびその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電

子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(2) 設置者およびその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下この号において「交付等」という。)のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第4項第3号ア中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改め、同項第26号に後段として次のように加える。

この場合においては、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症(同法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。別表第4項に次の1号を加える。

㉞ 設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第6項第4号イ中「第15項第3号」を「第16項第3号」に改め、同号ウ中「第16項第2号」を「第17項第2号」に改め、同項第7号カ(ア)に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

別表第9項第2号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 虐待の防止のための措置に関する事項

別表第10項第2号中「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 設置者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第11項第2号アに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第11項第2号ウ中「対する研修」を「対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練」に改め、同号エ中「および」を「または」に改め、同表第12項第5号を次のように改める。

(5) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表中第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、同表第15項第1号ウに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第15項第1号に次のように加える。

オ アからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、同表第13項第2号エ中「第15項第3号」を「第16項第3号」に改め、同号オ中「第16項第2号」を「第17項第2号」に改め、同項を同表第14項とし、同表第12項の次に次の1項を加える。

13 業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的にを行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 施設長は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表に次の1項を加える。

19 設置者およびその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める

条例(平成25年滋賀県条例第16号)の一部を次のように改正する。

付則第5項から第7項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第10項から第13項までを削り、付則第14項を付則第10項とする。

別表第1第3項第11号ただし書中「、特別養護老人ホームおよびユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合、地域密着型特別養護老人ホームおよびユニット型特別養護老人ホームを併設する場合または地域密着型特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合に置く介護職員および看護職員(別表第2第4項第1号(別表第4において準用する場合を含む。)の規定によりユニットごとに置かれる看護職員に限る。)を除き」を削り、同項第19号に後段として次のように加える。

この場合においては、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症(同法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

別表第1第3項に次の1号を加える。

- (2) 設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第1第5項第2号キ(ア)に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

別表第1第10項第2号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 虐待の防止のための措置に関する事項

別表第1第11項第1号中「その処遇」を「処遇」に改め、同項第2号中「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 設置者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他必要な職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1第12項第2号アに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第12項第2号ウ中「対する研修」を「対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練」に改め、同表第13項第5号を次のように改める。

(5) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表第1中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、同表第16項第1号ウに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第16項第1号に次のように加える。

オ アからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、同表第14項第2号エ中「第16項第3号」を「第17項第3号」に改め、同号オ中「第17項第2号」を「第18項第2号」に改め、同項を同表第15項とし、同表第13項の次に次の1項を加える。

14 業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 施設長は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表第1に次の1項を加える。

20 雑則

(1) 設置者およびその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この表において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（次号に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(2) 設置者およびその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下この号において「説明等」という。）のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

別表第2第2項中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「とする」を「とし、15人を超えない」に改め、同表第3項第2号アを次のように改める。

ア 居室は、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。

別表第2第9項中「第18項まで」を「第20項まで」に改め、「同表第11項第1号」の右に「および第14項第1号」を加え、「同表第14項第2号ア」を「同表第15項第2号ア」に、「第16項第3号」を「第17項第3号」に、「第17項第2号」を「第18項第2号」に、「同表第17項第1号」を「同表第18項第1号」に、「第18項第2号」を「第19項第2号」に改める。

別表第3第2項第1号ア中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改め、同項第4号中「第1号ただし書、」を削り、「場合において」の右に「、同項第1号ただし書中「入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の」とあるのは「他の」とを加え、同表第3項第2号に後段として次のように加える。

この場合において、運営推進会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第3第3項第4号中「前3号」を「前各号」に、「別表第1第18項」を「別表第1第19項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号後段の規定によりテレビ電話装置等を用いて運営推進会議を開催する場合において、入所者またはその家族が参加するときは、当該入所者またはその家族の同意を得ること。

別表第3第4項中「および第4項から第17項まで」を「、第4項から第18項までおよび第20項」に、「同表第14項第2号ウ」を「同表第15項第2号ウ」に、「第16項第3号」を「第17項第3号」に、「第17項第2号」を「第18項第2号」に改める。

別表第4中「第18項まで」を「第20項まで」に、「第3項(第4号)」を「第3項(第5号)」に、「同表第3項第1号ただし書中「入所定員」とあるのは「入居定員」を「同表第3項第1号ただし書中「入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の」とあるのは「他の」に、「同号エ中「職員」を「同項第2号エ中「職員」に改め、「同表第11項第1号」の右に「および第14項第1号」を加え、「同表第14項第2号ア」を「同表第15項第2号ア」に、「第16項第3号」を「第17項第3号」に、「第17項第2号」を「第18項第2号」に、「同表第17項第1号」を「同表第18項第1号」に、「第18項第2号」を「第19項第2号」に改める。

(滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第17号)の一部を次のように改正する。

付則第17項から第24項までを削り、付則第25項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「付則第27項」を「付則第19項」に改め、同項を付則第17項とする。

付則第26項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を付則第18項とする。

付則第27項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を付則第19項とす

る。

別表第1第1項第3号に次のように加える。

シ 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第1第1項第4号中セをソとし、アからスまでをイからセまでとし、アとして次のように加える。

ア 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めること。

別表第1第1項第7号イ中(カ)を(キ)とし、(ク)の次に次のように加える。

(カ) 虐待の防止のための措置に関する事項

別表第1第1項第7号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 指定訪問介護事業者は、エに規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、エの規定による掲示に代えることができる。

別表第1第1項第8号イ中「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同号に次のように加える。

ウ 指定訪問介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。

(イ) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(ロ) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(ハ) (ア) から (ロ) までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1第1項第9号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を訪問介護員等に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

(ロ) 訪問介護員等に対する研修および訓練を定期的に行うこと。

別表第1第1項第10号を次のように改める。

(10) 業務継続計画の策定等

ア 指定訪問介護事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この号において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

イ 指定訪問介護事業者は、業務継続計画を訪問介護員等に周知すること。

ウ 指定訪問介護事業者は、定期的に研修および訓練を行うこと。

エ 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表第1第1項第11号イ(イ)中「第4号ス」を「第4号セ」に改め、同項第16号に次のように加える。

エ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護を提供するよう努めること。

別表第1第1項に次の1号を加える。

(17) 雑則

ア 指定訪問介護事業者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この項において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号において同じ。）で行うことが規定され、または想定されているもの（第4号オおよびイに規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

イ 指定訪問介護事業者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下イにおいて「交付等」という。）のうち、この項において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

別表第1第2項第3号中「第16号まで」を「第17号まで」に、「同項第4号ア」を「同項第4号イ」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「次項第3号において準用する第4号オ」とを加え、同表第3項第2号カ中「サ」を「シ」に改め、同項第4号中「ケおよびコ」を「コおよびサ」に、「および第16号」を「、第16号および第17号」に、「同項第4号ア」を「同項第4号イ」に、「同号シ」を「同号ス」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第3項第4号において準用する第4号オ」とを加える。

別表第2第1項第2号イ中「指定介護予防サービス基準条例」を「滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第20号。以下「指定介護予防サービス基準条例」という。）」に改め、同項第3号カ中「オ」を「カ」に、「およびケからサまで」を「、ケ、コおよびシ」に改め、同号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 指定訪問入浴介護事業者は、看護職員および介護職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。この場合においては、全ての看護職員および介護職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

別表第2第1項第5号イ中「同号ウ」を「同号エ」に改め、同項第6号中「コ」を「サ」に、「第16号まで」を「第17号まで」に、「同項第4号ア」を「同項第4号イ」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第2第1項第6号において準用する第4号オ」とを加え、同表第2項第2号ウ中「からサまでおよび」を「、コおよびシならびに」に、「およびウ」を「、ウおよびカ」に改め、同項第3号中「ケおよびコ」を「コおよびサ」に、「ならびに第16号」を「、第16号ならびに第17号」に、「同表第1項第4号ア」を「同表第1項第4号イ」に、「同号シ」を「同号ス」に、「同号ウ中「医師」を「同号エ中「医師」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第2第2項第3号において準用する第4号オ」とを加える。

別表第3第3項第10号中「サ」を「シ」に改め、同表第4項第2号中「ウ」を「エ」に、「同号ア」を「同号イ」に、「同号セ」を「同号ソ」に改め、同表第6項中「第16号まで」を「第17号まで」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第3第4項第2号において準用する第4号オ」とを加える。

別表第4第4項第5号中「サ」を「シ」に改め、同表第5項第1号イに後段として次のように加える。

この場合において、リハビリテーション会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第4第5項第1号に次のように加える。

ウ イ後段の規定によりテレビ電話装置等を用いてリハビリテーション会議を開催する場合において、利用者またはその家族が参加するときは、当該利用者またはその家族の同意を得ること。

別表第4第6項中「コ」を「サ」に、「オを」を「カを」に、「ウを」を「エを」に、「第16号まで」を「第17号まで」に、「同項第4号ア」を「同項第4号イ」に、「同号セ」を「同号ソ」に、「第4号ス」を「第4号セ」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第4第6項において準用する第4号オ」とを加える。